

大刀洗町告示第7号

令和2年第3回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月20日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年3月4日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和2年3月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①検査結果の報告
- ②委員会所管事務調査の報告
- (2) 町長の報告 (あいさつ)
- 日程第4 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第8 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第9 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算 (第8号) の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員, 任用, 給与, 分限及び懲戒, 服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

- 日程第18 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第10号 令和元年度電算室サーバ等機器購入契約の締結について
- 日程第23 議案第11号 町道の認定について
- 日程第24 議案第12号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第25 議案第13号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第14号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第15号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第29 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第32 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - ②委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第8 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第9 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第18 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第22 議案第10号 令和元年度電算室サーバ等機器購入契約の締結について
- 日程第23 議案第11号 町道の認定について
- 日程第24 議案第12号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第25 議案第13号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第14号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第15号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第29 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第32 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	教育長 ……………	倉鍵 君明
総務課長 ……………	重松 俊一	税務課長 ……………	山田 恭恵
健康福祉課長 ……………	平田 栄一	地域振興課長 ……………	村田 まみ
産業課長 ……………	佐々木大輔	建設課長 ……………	田中 豊和
子ども課長 ……………	松元 治美	会計課長 ……………	佐田 裕子
生涯学習課長 ……………	矢野 智行	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。ただいまから令和2年第3回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、黒木徳勝議員、7番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和2年第3回大刀洗町議会定例会の会議運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和2年2月25日午前9時20分から協議会室において開催し、出席議員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期の日程表をご覧くださいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、令和2年3月4日から令和2年3月25日の22日間と決定いたしました。

そして、会期日程については3月4日、本会議を行いまして議案審議をしていただきます。終了後、全員協議会において議案第10号と議案12号から15号の4件の自由討議を行います。

そして、3月5日は休会といたします。

3月6日については、再度本会議を行いまして、議案第10号と補正予算の4件、計5件の採決を行います。

そして、3月7日、8日、9日は休会といたします。

3月10日は本会議を行いまして、一般質問といたします。

そして、3月14日は休会といたします。

新年度予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、3月12日、3月16日、3月18日、3月19日に審議をしていただきます。

そして、3月24日、21日、22日、23日は休会といたします。

そして、3月24日は全員協議会を開催し、自由討議を行います。

3月25日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程です。当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたします。報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月25日までの22日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、私から報告をさせていただきます。

6番、平田利治議員が1月14日告示、19日投票の日程で執行されました町長選挙に現職のまま立候補したため、公職選挙法89条及び90条の規定により議員を失職したことを報告いたします。

また、平田議員の失職により議会改革特別委員会委員長が不在となりましたので、去る2月27日に開催されました議会改革特別委員会において、委員長に高橋直也議員、副委員長に松熊武比古議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

次に、監査委員より、令和元年11月末日、12月末日、令和2年1月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田委員長。

○総務文教厚生委員長（森田 勝典） 皆さん、おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の森田勝典でございます。閉会中の所管事務調査について委員会報告をいたします。

委員会ではごみ問題に取り組もうということで、令和2年1月24日、大木町のくるると株式会社YKクリーンを視察、研修いたしました。

大木町は当町と人口、面積、主幹産業が農業であることを含め、同様な環境にあります。大木町はごみを資源として生かす環境の町づくりということで、平成18年より生ごみの分別収集を開始し、現在は29種類のごみの分別がなされております。

また、地球環境温暖化にツケを子供たちに残さないようにと決意し、平成20年3月11日、徳島県の上勝町に続き、全国で2番目に「大木町もったいない宣言」を公表しております。

生ごみの環境事業においては、生ごみの水切りができるポリバケツが各家庭に無料で配布され、シルバー人材センターに委託されて無料回収されております。回収された生ごみはバイオプラントで発酵させ、バイオガスと有機液体肥料を回収し、家庭菜園と農地へ無料で提供されております。液肥で作られた米は学校給食等に提供されております。

次に、株式会社YKクリーンですが、新しい循環型社会の創造を目指すとして、廃プラスチックの一次選別が手作業でなされ、油化事業を行っている会社でございます。大木町を初め柳川、みやま市、筑後市、大川市、広川町、八女市及び大刀洗町で、回収したプラスチックごみが運ばれて油になっております。処理量からすると十分に余裕があり、大刀洗町にもより一層の協力をお願いしたいということでございます。サン・ポートの使用期限切れが近づきつつあり、今後の継続が不透明であるという現状を踏まえると、ごみ削減とリサイクルの推進は大きな課題です。

大木町に倣い、小学生にごみの分別の大切さを知ってもらうため、分別授業をする、あるいは集会などへ出向き分別の説明をするなど、当町で何ができるかを考えなければならないかと思っております。地球温暖化の今、ごみ問題については重要課題と捉え、ごみの減量・処理・リサイクルの推進を踏まえて、住民意識の向上のためにも、我々と職員的意思統一を図ることが重要であると考えております。

今後も重要議題としての継続していくものとし、調査研究していくこととし、委員会報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告をお願いします。松熊委員長。

○建設経済委員長（松熊武比古） 建設経済委員長をやらせていただいております松熊武比古です。

令和2年の2月12、13日と広島県の坂町、人口が1万3,000人、熊野町が2万2,700人ほどの町でございますが、まず自主防災組織の取り組みについてということで、建設経済6名、それから議長、事務局長という8人で研修を行っております。

坂町は坂が多くて、山と海が近く、30年7月までは防災の組織は4団体でありましたが、7月6日の災害後は10団体の組織ができ、全体で14団体の活動を行っております。甚大災害が認められ、国、県の補助のもと復旧に活用されております。7月6日の午後6時から7時までの間に63ミリの豪雨と流木が南下し、住宅に多大な災害を起こしました。土砂が約16万トン

で、埋め立て等にこの土砂は利用されたということでございます。

上流に行きますと、いまだ工事がされておらず、災害の大きさを痛感した次第です。63ミリという雨が降りますと、広報車で回っても、なかなか家までは届かないということで、坂町では防災行政無線を全戸無料貸与を行っており、大刀洗でも要望があれば無料貸与を考えてほしいなというふうに思っております。

それから、熊野町でも7月6日以降の組織で災害後の設立となっておりますが、両町を研修し、大刀洗町の避難訓練ももう少し厳しく訓練をすべきと感じております。熊野町については、砂防ダム60カ所建設中で、非常に多くの家が土砂災害で流されております。

そういう中、大体坂町でも災害は夜に起きております。63ミリという雨が降りますと、坂ですの水の勢いがあり、避難するにされないということで、避難勧告を3ぐらいの時点で出さんと、なかなか避難もできないということになっているみたいです。

大刀洗町でも自主防災がございますが、「名ばかり」といいますか、いろんな避難誘導とか炊き出しとかなっておりますが、「炊き出しはそしたらどうやるんだ」ということで、まだこの災害の訓練もされていないのが現状でございます。この辺をもう少し厳しくやって、災害に備えたらいいんじゃないかなというふうに感じた次第でございます。

以上で建設経済の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。平山委員長。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、165号は5回の会議を開き、作業日も挟みながら編集、校正を行いました。1月31日に発行しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中、16件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、委員会活動に関すること、団体との懇談その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動、3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

4、先進地視察について、1月28日から29日にかけて、長崎県長与町議会と波佐見町議会を視察しました。

成果と課題としまして、第1に、議会だよりの早期の発行、長与町では8名の議員、2名の事務局員が明確にページ分担することにより、早期の発行を実現していました。一般質問は録画を

もとに質問者が原稿を作成し、直ちに入稿するとのことで、当委員会としても委員会による責任編集や発行の迅速化の点からも検討したいと考えております。

第2に、デザインの改善について、両町とも斬新な表紙デザインであります。長与町は委員会の改選に当たって表紙も一新し、水晶玉をテーマに表紙デザインを作成。波佐見町は町内波佐見高校のデザイン科に依頼し、目を引く、手に取ってもらえる表紙となっています。

第3に、広報委員の構成について、長与町議会では、議員のうち半数が広報広聴常任委員会、半数を議会運営委員会に振り分けており、任期は2年であります。波佐見町は1期目の議員が広報委員に就任する慣例となっています。これにより原則的に全ての議員が広報委員を経験することにより、広報活動のみならず、議会活動についての理解も深まり、委員会の権限による活動も活発に行われているとのことであり、当町議会でも広報委員の選任方法や広報広聴活動などと連携した議会制度の運営が必要と感じたところであります。

最後に、全国町村議長会が主催する第34回全国議会広報コンクールにおきまして、たちあらい議会だより第159号が第7位に入賞することができました。274の議会から応募がある中、5年連続の入賞です。取材や校正、配布に御協力いただいている全ての皆さんに感謝申し上げます。

紙面作りのみならず、住民の皆さん方との双方型の議会活動など、全体の活動に対する評価を得たものと承知しております。住民の皆さんからいただいた声を議会全体として、どう政策立案に反映させるかなど、なお課題もあります。引き続き公正で開かれた議会だよりの作成を目指し、委員一同努力する所存です。

また、1月20日には、香川県町村議会広報委員研修会に招かれまして、当町議会の広報活動について報告を行ったところでございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員会の委員長の黒木徳勝です。休会中の委員会報告を行います。

令和元年12月20日、開催いたしました。出席議員は4名と欠席1名です。安丸議長及び事務局の出席を得て協議をいたしました。

議題につきましては、12月定例会の結果についてとモニターとの意見交換会でした。

その内容につきましては、最終的には防災専門官の活動内容については、具体的にわからないというようなことで、全議員で説明を求めてはどうかというような意見が出たところです。

そして、議会基本条例の評価及び議会報告会については、全議員で構成する全員協議会で検討

してはどうかということで意見がまとまったところです。しかし、3月までは今までどおり実施し、その後は検討することになると思います。

続いて、令和元年12月23日、モニターとの意見交換会を開催いたしました。出席議員は全員と安丸議長を含めて出席を得て、意見交換を開催したところです。

議題につきましては、「議事運営について」と「一般質問について」です。結果的に申しますと、年に1回ぐらいは休日議会でもいいのではないかという意見が出ました。それで、最終的につきましては、今後の意見交換会につきましては、年4回の中で2回は議運で対応する。そして2回は全議員で意見交換会を行うということで結論が出ました。

以上をもって休会中の委員会報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第3回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、現在、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。大刀洗町におきましても、国や県の要請を踏まえ、3月2日から小中学校を臨時休業としたほか、各種イベントを中止や延期としたところでございます。

町としましては、今後とも感染拡大の防止に努めてまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしますとともに、一日も早い終息を願っております。

去る1月19日に執行されました大刀洗町長選挙において、町民の皆様の温かい御支援を賜り、第8代の大刀洗町長として、今後4年間の町政を担わせていただくこととなりました。この間の議員の皆様を初め、町民の皆様の御支援に対し、心から感謝を申し上げますとともに、職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

執行部と議会の関係は、よく車の両輪に例えられます。車の両輪が同じ方向に回転していかなければ町政は前に進んでまいりません。町民の皆様の負託に応えられるよう、これから町政運営に真摯に取り組んでまいりますので、議員各位の御指導と御鞭撻を賜りますよう、ここに改めてお願いを申し上げます。

さて、大刀洗町議会では、今年度も全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて7位に入賞され、5年連続の入賞と伺っております。これまでの議会広報の取り組みに対し敬意を表します。

それでは、本議会は町長就任後、初めての議会でありますので、今後4年間の町政運営に対す

る所信の一端を述べさせていただくとともに、新年度予算と主要事業の概要について御説明をさせていただきます。

大刀洗町は、安丸町政の3期12年間で大きく前進してきています。この間、地方債残高を41億円縮減する一方、基金を14億円積み増しするなど、財政の健全化を図るとともに、日本全体で人口減少、少子高齢化が進展する中、減少傾向にあった本町の人口や子供の数は増加に転じております。新しい事業にも積極的に取り組む職員も増えてきています。この流れを止めてはなりません。私は安丸町政の政策を継承し、地域の皆様と対話を繰り返しながら、地域のきずなや人と人とのつながりを大切にしたい町政を目指してまいります。

茹でガエルという言葉がございませう。カエルを熱湯の中に入れておけば飛び出してしまうが、水に入れてゆっくりと温めていくと、そのまま茹で上がってしまう。

役場も同じかもしれません。例えば、地方交付税が半減するなど急激な外部変化があれば、すぐに対応を迫られます。しかしながら、少子化や人口減少を初め、ゆっくりと、しかし確実に外部環境が変化する中、何もしなければ、気がつけば役場も茹でガエルになっているかもしれません。茹でガエルになる前に考える役場になることが大切です。

新しいことに挑戦するにはリスクを伴います。しかし、行政を取り巻く環境がゆっくりでも確実に変化する中、これまでどおりの行政を繰り返すこともリスクを伴います。

このため、子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりを初め、これまでの安丸町政の政策を継承し、さらに発展させるとともに、大刀洗町の10年後、20年後の未来を見据え、防災力の強化や交通弱者対策など、新たな政策にも、地域の皆様と一緒に考え取り組んでまいります。

これからがスタートです。地域の皆様と一緒にあって、よりよい町、よりよい地域を目指してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新年度予算の概要について御説明をいたします。

令和2年度の一般会計予算については、これまでの安丸町政の政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗“よかマチ”創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくため、必要な予算を計上し、総額74億900万円余で、前年度当初予算と比較して3億6,100万円余、率にして5.1%の増となっています。

まず歳入です。町税については、固定資産税等の増加に伴い、前年比3,000万円増の14億5,300万円余、地方交付税については地方財政計画を考慮し、前年比3,000万円増の18億1,000万円を見込んでいます。

また、今年度、多くの皆様から応援いただきましたふるさと応援寄附金については、本年度当初予算比2億1,000万円増の5億1,100万円を見込んでおられるほか、基金から7億

6,100万円余を繰り入れることとしております。

次に、歳出では、義務的経費のうち人件費が会計年度任用職員制度導入等に伴い7.4%の増、扶助費は1.7%の増、公債費は0.5%の増となっております。

また、投資的経費のうち普通建設事業費は、定住促進住宅や中学校南校舎改修工事の完了に伴い44%、災害復旧事業は、菅野橋復旧工事の進捗に伴い19.8%、それぞれ減となっております。

次に、令和2年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに御説明をいたします。

まず、総務課です。

総務関係では、大刀洗の未来を地域の皆様と一緒に考え、これからのまちづくりや地域づくりを進めていくため、新たに地域の皆様との対話の場をつくってまいります。

また、引き続き、住民の皆様が町の課題を自分事として捉え、考えていただけるよう住民協議会を開催するとともに、職員の人材育成及び能力開発に努めてまいります。

財政関係では、引き続き、健全財政を維持するとともに、本年度策定しました公共施設個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

防災関係では、消防団に新たに火災や災害時の出動、予防啓発活動などの特定の業務のみに従事する機能別消防団員の制度を導入するとともに、水害に備え、救命ボート1艇、救命胴衣20着、排水ポンプ2台を配備するほか、地域における防災士の育成支援、防災専門官の増員など、防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、地域振興課です。

大刀洗町は近隣に大規模商業施設や医療機関も多く、車を運転される方にとっては便利な地域ですが、車を運転しない高齢者にとっては、通院や買い物への移動手段の確保は切実な問題です。現在、大刀洗校区では、地域の皆様の力で校区巡回バスが運行されていますが、今後、町内全域で地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能で効率的な方策を検討していく必要がございます。

このため、通院や買い物への交通手段の確保のため、新たに地域巡回バスの試行運転を行うほか、既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道や西鉄バスへの補助に加え、バスラッピングの継続や本郷駅の魅力化など、交通弱者対策に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進では、次期計画の策定に向け審議会を立ち上げるとともに、アンケート調査等を実施してまいります。

地域づくりでは、対話の進行役であるファシリテーターを養成する講座を新たに開催するなど、対話の場づくりを支援するとともに、引き続き、校区センターの活動や、さくら市場やドリームカフェなどを通じて、町民の皆様のやってみたい気持ちを応援してまいります。

また、本年度10億円を超える御寄附をいただきましたふるさと応援寄附金につきましても、来年度以降も多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内業者から返礼品の充実とPRに努めてまいります。

このほか、観光関係では、今村天主堂への来訪者を誘導するためのサインを筑後小郡インター出口と下高橋交差点に設置をしております。

次に、住民課です。

住民係の関係では、引き続き、戸籍や住民基本台帳等、個人情報の管理に万全を期すとともに、住民サービスの向上のため、昨年2月から開始しました住民票等各種証明書のコンビニ交付の利用に必要なマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化に向けた啓発と悪臭対策の強化に努めるとともに、危険な空き家の撤去を推進するため、新たに不良空家等除却補助金制度を創設するなど、空き家対策の強化に取り組んでまいります。

次に、税務課です。

引き続き、適正課税と公正な徴収に努めるとともに、ドリームセンターで久留米朝倉地区・県市町村合同公売会を開催するなど税収確保に努めるほか、税務署への電子申告の導入など、税のICT化を推進しております。

次に、健康福祉課です。

高齢者福祉関係では、引き続き、在宅医療・介護連携や認知症対策、生活支援体制整備等、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムを推進するとともに、運動習慣の重要性を踏まえ、介護予防教室や校区センターでの運動教室、分館体操教室、男性の体操教室を実施するほか、未実施の分館に対して開設を働きかけてまいります。

障害者福祉の分野では、介護者の急病等の際、地域で生活する障害者等の一時的な緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応が行えるよう、新たな仕組みづくりに取り組んでまいります。

このほか、福祉関係では、地域福祉と地域共生社会の実現を目指して、次期の地域福祉計画を策定するとともに、築17年が経過しましたぬくもりの館の空調設備の更新工事を実施しております。

国民健康保険では、引き続き、県とともに、安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届け出の受け付けや医療費の給付、保健事業など、丁寧できめ細かい事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、誰も

が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化に取り組んでまいります。

健康増進事業では、引き続き、みずから行う健康づくり活動や町が主催する健康講座等への参加を促す健康ポイント事業を実施するとともに、がん検診において、新たに胃内視鏡検査を実施してまいります。

また、健康寿命の延伸を目指して、国保データベースシステムを活用しました地域の健康課題の分析、継続した糖尿病等の生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操等の通いの場での健康相談や健康指導の実施など、高齢者の皆様の保健事業と介護事業の一体的な実施を推進し、フレイル予防や重症化予防に努めるなど、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、産業課です。

長年の悲願でございました北部地区圃場整備事業は3年目を迎え、来年度は圃場12.9ヘクタール及び農業集落排水路600メートルに着手し、区画整理工事は全て終了する予定でございます。

また、暗渠排水事業は、本年度補正予算分と合わせて90ヘクタールを施工し、暗渠排水促進支援事業にあわせて取り組むことで、事業効果の向上を図ってまいります。

さらに、町単の園芸施設等整備事業を拡充するなど、農業の振興に取り組んでまいります。

米政策では、JA等、関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定及び農業所得の確保に努めてまいります。

農業委員会関係では、農地中間管理機構との連携による農地集約と遊休農地の解消を推進するとともに、地域農業の設計図であります人・農地プランの実質化に向け、地域の話し合いを支援をしてまいります。

商工関係では、引き続き、プレミアム付き商品券の発行等を通じて、地域での経済循環を応援するとともに、住民の皆様の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓発活動、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。

まず、菅野橋の復旧工事につきましては、来年度の完成を目指して、上部工及び取り付け道路を施工してまいります。

町道関係では、区長要望や道路パトロールにより判明した修理が必要な道路や側溝の修理などの維持工事を実施するとともに、拡幅などの道路改良として、継続5路線、新規2路線の道路改良工事を実施してまいります。

国庫補助事業では、社会資本整備総合交付金事業として、来年度は橋梁の補修及び町道橋42橋の点検を実施してまいります。

下水道事業では、老朽化する農業集落排水施設の修繕に係る予算の平準化など、下水道施設を

適切に管理していくため、今年度策定いたしました農業集落排水施設最適整備構想を踏まえ、来年度は具体的な事業推進に向けた機能強化対策事業計画の作成に着手してまいります。

次に、子ども課です。

学校教育関係では、引き続き、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和のとれた教育、すなわち生きる力を育む教育を推進してまいります。

このため、引き続き、教えて考えさせる授業を推進するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かして多様な人々との協働を促す教育の充実を図っていくほか、英語検定試験の実施や外国語指導助手（ALT）の増員など、外国語教育の充実を図ってまいります。

特別支援教育では、就学前の幼児を対象としたことばの教室や、小学生を対象とした構音指導の実施を初め、小中学校に特別支援教育支援員を配置するほか、巡回相談、保育園、小学校、中学校の連携強化に取り組んでまいります。

また、小学校のトイレの改修工事や児童生徒1人1台のパソコン端末の整備など、教育環境の充実に取り組んでまいります。

子育て支援関係では、安心して子供を産み育てることができるよう、待機児童解消を最優先課題として、大堰保育園の改築工事を実施するとともに、保育士確保のための補助の充実や、認可保育所に入所できず、認可外保育所に入所している世帯への保育料の補助など、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

次に、生涯学習課です。

人権教育関係では、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組むとともに、昨年実施した人権・同和問題町民意識調査結果を分析し、今後の啓発・推進活動に活かしてまいります。

社会教育関係では、引き続き、町民の皆様が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿などの活動支援を通して、青少年の健全育成に努めていくほか、避難所機能を強化した生涯学習の拠点としての中央公民館の基本構想の策定に取り組んでまいります。

また、町立図書館では、引き続き、町の情報発信の拠点を目指して、施設運営・事業の拡充に努めてまいります。

社会体育関係では、引き続き、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民の皆様が健康で充実した生活を送れるよう、社会体育施設の維持管理に努めてまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震改修に取り組むとともに、三原城址などの発掘調査を進めるほか、下高橋官衙遺跡をはじめ、町が誇る文化財を後世に引き継ぐために、適切な保存と活用方法について検討してまいります。

次に、今議会に提案しております令和元年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と小学校のトイレ改修工事及び小中学校へのGIGAスクール構想実現に向けての端末と通信ネットワーク整備に必要な費用等を計上いたしております。

さて、本議会で審議していただきます主な議案は、副町長を初めとする人事案件が3件、専決処分事項の承認が1件、人権擁護委員候補者の推薦が3件、条例関係が9件、備品購入の契約締結が1件、町道認定が1件、令和元年度一般会計補正予算（案）などの補正予算議案が4件、令和2年一般会計予算（案）などの予算議案が5件となっております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、議員各位におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第1号大刀洗町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、同意第1号について御説明いたします。

同意第1号大刀洗町副町長の選任について、大刀洗町副町長に下記の者を、令和2年4月1日付で選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、大刀洗町大字鶴木1478番地の8、氏名は大浦克司、生年月日、昭和31年4月5日生まれ。

提案理由としましては、前副町長の辞職に伴い、新たに副町長の選任が必要である。これがこの同意案を提出する理由でございます。

1ページお開きいただきまして、履歴書を記載をしております。御一読いただきたいと思っております。

以上で同意第1号の説明を終わります。御審議いただき、同意いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、同意第2号について御説明いたします。

同意第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大刀洗町大字富多1664番地の1、氏名、森利一郎、生年月日、昭和32年2月6日生まれ。

提案理由としましては、現固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるため、後任の委員を新たに選任する必要がある。これが同意案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、履歴書を記載しておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で、同意第2号について説明を終わります。御審議いただき同意いただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、同意第3号について御説明いたします。

同意第3号教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大刀洗町大字中川2163番地1、氏名、上杉麻理子、生年月日、昭和50年2月12日生まれ。

提案理由としましては、令和2年3月31日をもって教育委員会委員の任期が満了となるため、新たに任命する必要がある。これが、この同意案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、履歴書を記載しております。御一読いただきたいと思います。

以上で、同意第3号の説明を終わります。御審議いただき同意いただきますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議がありますので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

なお、投票におきましては、総務課、早川係長、堀内係長の補佐を認めます。

ただいまの出席議員は11人です。

次に、投票立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、森田勝典議員、2番、隠塚春子議員を指名します。

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

投票用紙を配付願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（安丸眞一郎） 念のため申し上げます。投票は、町長、議員のうちから単記無記名でお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。単記記名ですから立候補制じゃございません。町長と議員の中から選出しますので、その中で投票用紙に記名いただければ結構です。

〔投票箱点検〕

○議長（安丸眞一郎） 異状なしと認めます。

立会人の方は前のほうに、投票箱の確認をお願いします。

[投票箱点検]

○議長（安丸眞一郎） 投票箱点検の結果、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	森田 勝典議員	2 番	隠塚 春子議員
3 番	平田 康雄議員	4 番	野瀬 繁隆議員
5 番	黒木 徳勝議員	7 番	平山 賢治議員
8 番	東 義一議員	9 番	古賀 世章議員
1 0 番	松熊武比古議員	1 1 番	高橋 直也議員
1 2 番	安丸眞一郎議員		

.....

○議長（安丸眞一郎） 投票漏れはありますか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

続きまして、開票を行います。1 番、森田勝典議員、2 番、隠塚春子議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・事務局選挙結果報告作成]

○議長（安丸眞一郎） 事務局より選挙結果を報告申し上げます。

○議会事務局長（棚町 瑞樹） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票、有効投票 1 1 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち中山町長 5 票、平山議員 6 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

○議長（安丸眞一郎） したがって、平山賢治議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（安丸眞一郎） ただいま福岡県介護保険広域連合議会議員に当選された平山賢治議員が議場におられます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。平山賢治議員の福岡県介護保険広域連合議会議員の当選承諾を求めます。

○議員（7番 平山 賢治） はい、承諾します。

日程第8. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員会委員には秋吉茂記君、廣木俊二君、打越誠次君、弓削憲二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました秋吉茂記君、廣木俊二君、打越誠次君、弓削憲二君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には溝上美智留君、江下泰子君、青木秀夫君、松本洋子君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました溝上美智留君、江下泰子君、青木秀夫君、松本洋子君が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、御本人に当選告知書を送付し、当選承諾書の提出をもって就任することが決定します。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時20分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第9 承認第1号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認
を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、承認第1号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 承認第1号について御説明いたします。

承認第1号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由としましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、ふるさと応援寄附金事務委託料等に要する経費が不足をするため、令和元年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、専決処分をしたものでございます。

では、内容について御説明します。

1枚、2枚、おめくりください。2枚、開いていただいて、専決第1号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）、令和元年度大刀洗町の一般会計補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,709万8,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決日は令和2年1月27日で専決をさせていただいております。

それでは、まず歳出から説明をいたします。6ページをご覧ください。一番最後のページです。歳出について御説明いたします。

2款1項5目財産管理費の25節積立金3億円をふるさと応援基金積立金として積み立てをしております。

次に、19目ふるさと応援寄附金事業の13節委託料として1億5,000万をふるさと応援寄附金事務委託料として計上しております。

次に、歳入を説明いたします。5ページをご覧ください。

歳入、17款1項1目一般寄附金の中で2節ふるさと応援寄附金3億円を計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金としまして、4節ふるさと応援基金繰入金として1億5,000万を計上しております。この1億5,000万というのは、一応3億円の50%としての1億5,000万です。ふるさと応援寄附金につきましては、当初3億円計上しております、昨年12月の補正で5億円を補正しまして8億円で、さらに今回の専決処分で3億円、合計11億円の歳入を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議いただき承認いただきますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第12、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3件については関連がありますので、これを一括議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。それでは、日程第10、諮問第1号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、諮問第1号から諮問第3号について関連がありますので、一括して提案させていただきます。

まず、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、大刀洗町大字上高橋1464番地の2、氏名、今村菊子、生年月日、昭和29年9月9日生まれ。

1枚めくってください。履歴書を記載をしておりますので、御一読いただきたいと思います。

続いて、諮問第2号、同じく人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、大刀洗町大字本郷、番地、3846番地の2、氏名、高松秀典、生年月日、昭和46年8月18日生まれ。

1枚めくってください。履歴書を記載しておりますので、御一読いただきたいと思います。

続いて、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、大刀洗町大字高樋2485番地39、氏名、永利直美、生年月日、昭和31年9月21日生まれ。

1枚めくってください。履歴書を記載しております。

以上、諮問第1号から第3号について一括して提案させていただきました。説明を終わります。御審議いただき、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

日程第13. 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

提案理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、1枚、2枚、3枚、7ページをご覧ください。新旧対照表において御説明いたします。

まず7ページ、新のほうですけども、ここに会計年度任用職員の服務の宣誓ということで、要するに本年4月から法改正により会計年度任用職員制度が導入されるもので、これにつきまして改正をするものでございます。

次、9ページをご覧ください、9ページ。これは大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用に関する条例についてでございますけども、今回の法改正に伴い、特別職であった非常勤の者から、ここに旧のほうに区長及び隣組長にアンダーラインを引いております。この部分が削除をされます。

理由としましては、特別職非常勤職員が厳格化されたことにより、区長及び隣組長が削除をされるという形になります。

次、11ページをご覧ください。11ページの右側、旧のほうです。ここでアンダーラインを引いております、同じく特別職から除外される方で、集落支援員及び地域おこし協力隊と下のほうに農事組合長、この役職も非常勤特別職から除外をされます。

次、12ページをご覧ください。1枚めくっていただいて、12ページの下段のほうです。旧、右側のほうに公民館分館長にアンダーラインを入れております。この公民館分館長も非常勤特別職から除外をされます。

13ページの左側、新のほうですけども、ここに会計年度任用職員に関する、「3年を超えない範囲内」ということの文を挿入をしております。

あと14ページから23ページまでにつきましては、現在嘱託職員及び臨時職員という職名を会計年度任用職員に移行するため、給与、費用弁償、育児休業等の休暇、勤務時間を定めたものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。御審議いただき承認いただきますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14、議案第2号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第2号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案第2号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由としましては、大刀洗町消防団員の消防力確保のため、火災・災害時の出動、予防啓発活動など、特定の業務にのみ従事する機能別消防団員の制度を導入するに当たり、大刀洗町消防団員の定数を変更する必要がある。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係する法律が整備されたことにより、所要の規定を整備するものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表にて説明いたしますので、3ページをご覧ください。3ページ、新旧対照表をつけております。新のほう、左側をご覧ください。

まず、第2条として、消防団員は、基本団員及び機能別消防団員として、従前の団員を基本消防団員、新たに新設する分を機能別消防団員という表示で分けております。

団員の数ですけれども、一番上が団長1名、これはそのままです。副団長を1名増やして、副団長を2名としております。

それとずっと下っていきまして、一般団員の下、機能別団員、ここを9名、合計、副団長1名、機能別団員9名、合計10名、計「100名」から「110名」に変更をしております。

次に、5ページ、最後、5ページをご覧ください。5ページの左側、新のほうです。アンダーラインを引いておりますように、「ただし、機能別団員については、別に定める額を支給する。」ということで、基本的に消防団員につきましては、非常勤特別職の報酬で記載しておりますけれども、機能別団員につきましては、別途要綱において年間報酬を1万円と定めております。

この施行日は、附則としまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質疑をさせていただきます。

まず一つ、この機能別消防団員の制度を導入するに当たって、新しく採用される機能別団員の方の対象と、それから第2条の3項に「特定の消防事務に限り」ということが書いてありますが、これ別に定めると書いてあります。

行政としては、本条例の制定によって、どういった方をどのような消防業務に従事させ、どういう効果を目指しているのか。またそれが制定するに当たって、現状の消防の課題というものをどのように捉えられた上で、こういった条例を提出されていらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、対象ですけれども、対象につきましては、男性の機能別団員につきましては、消防団員のOBを予定をしております。理由としましては、消防団員の経験を生かして、退任後もその知識、経験を生かして活動に当たっていただくということで、OBを対象としております。

効果につきましては、基本的には現消防団員100名で火災、水害、災害等に対応していただくんですけれども、その他火災時に人手が足りないとか、もしくは災害時に人手が足りないといった場合に、機能別集団にも出動をかけて体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 制定の提案に至った経緯として、現実として町内での消防団のなり

手が少ないとか、あるいは町内在住の消防団員の方が少ない、機械員のなり手が少ないという現状から、こういったものが制定されているのかどうかということと、もう少し具体的に、火災時、例えば分団ごとに何名ずつのOBの方をお願いして、火災時に出動願いたいというところの詳細のところをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。（「これは一問一答じゃないんですか」と呼ぶ者あり）平山議員、一問一答でいきますんで、最初の部分だけでいいですかね、答弁は。そういうことで重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 何点か質問されたので、よく聞き取れなかったので、もう一度、最初の質問をお願いしたいと思います。済みません。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 再度申し上げます。

この条例案を提出するに至った経緯として、現状の町の消防団が団員の不足であるとか、あるいは町内在住者の機械員の不足であるとか、そういった原因から出発していらっしゃるのかということですか。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 団員不足につきましては、確かに一つの分団においては、団員がかなり不足する部分もございます。そういう意味と、もう一つは、消防団員を経験して、経験なり知識があるのに、消防団員を退団した後は特に消防団にかかわらずに通常の業務をされるというか、通常の生活をされるということで、知識を経験した方についてはもったいないということもありますので、できれば機能別に入っていただきたいということで、不足の部分と経験者、OBの経験者を賄うというか、生かすということでの体制を考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこで、まず消防団のなり手不足というところは、御承知のように、あらゆる会議の場において今問題とされているところなので、その解消については、一つの方法としては考えられると。

もう一つは、機能別消防団員の方に実際に火災なり災害等が起きた場合に、どのような任務を、ここに書いてあるのが、第2条には、第2条の3項には、「別に定める特定の消防事務」というのが書いてありますので、特定の消防事務がどういうことであるか。具体的に火災等が起こった場合に、どのような出動なり任務をお願いしようと考えていらっしゃるのかというのを、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 4月から導入されるわけでございますから、まだ具体的には決まっていないと思いますし、今後決めていくことになると思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） となりますと我々がこの条例案を審議して、可決で妥当かどうかというのを協議する場合に、別に定める業務が不明確であれば、見通しなりも不明であれば、何が行われるのかというのが、この条例案ではわからないわけでありまして、住民の方にそういう火災現場等に入っただくという定めをつくるに当たって、その見通しなりが全く不明確であるとなると、私としては審議のしようがないなというふうに考えております。

それと消防団員の不足解消という点では、一つの方法だろうとは思ってはおりますが、他市町村でも団員のなり手確保、それから消防団の負担についても近年、非常に議論がなされているところがございますので、今回の条例案に関しては、どういうものをお願いするのか。また報酬は年間1万円と聞きましたが、それ以外の出動手当等はどうかについて、いま一つの詳細な事業計画をお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 一応要綱を決めておりまして、その要綱の中に職務及び任務ということで記載をしております。

機能別団員については、団本部の命令を受け、次の業務を処理するということで記載をしております。

まず1点目が、消防協力団員は、発生した火災及び緊急時の各種災害に対し出動要請に従い活動をする。

2点目として、予防広報団員は、災害弱者への指導、火災予防の啓発、消防団活動のPR及び救命講習の普及など、主に平常時の活動を行う。また、出動要請があった災害での後方支援活動に従事をする。次に、出動時は現場を担当する各所属長の指揮下で活動をする。

最後に、機能別団員は、消防団長から参加要請があるものを除き、通常の訓練、式典の行事には参加を要しないということで、要綱に記載をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどの答弁では、別の要綱は今から定めると聞いたんですけど、あるということですね、その要綱は。さっきの答弁と食い違うことになるんじゃないかと思って、そこはよろしくお願いします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 今の件は総務課長、何か補足ありますか。総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 要綱がございますので用意しております。先ほど平山議員は、今後どういう活動をするのかというような具体的な話をされましたので、具体的なまでは決まっておりませんと、要綱がございますということで回答をしたところでございます。よろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） なければ、これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第3号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第3号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由としましては、大刀洗町消防団員に機能別消防団員の制度を導入するに当たり、退職報償金の支給について所要の規定を整備するものでございます。これが条例案を提出する理由でございます。

では、新旧対照表で御説明いたします。2ページをご覧ください。

2ページの左側、新のほうに、4条の2のところに記載をしております。「非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数には算入しない。」ということで、(1)としては、「一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。」、(2)としまして、「大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第2条第1項に規定する機能別消防団員として勤務したとき。」を挿入をしております。

施行日としましては、附則として、令和2年4月1日から施行するものです。

要するに今回新設する機能別消防団員につきましては、加入期間、機能別消防団員に加入している期間については、消防団員の退職金の算定期間の対象外とする。要するに対象としないということを追加で入れている分でございます。

以上で議案第3号について説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第4号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第4号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第4号について御説明いたします。

議案第4号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由としましては、令和2年7月1日付で組織機構を見直すことに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

では、2ページをご覧ください。新旧対照表において御説明いたします。

2ページを開いていただいて、右側が旧、左側は新となっております。旧のほうで、第1条の旧の「健康福祉課」を新のほうで「福祉課」と「健康課」の2つに分けております。

その下の第2条につきましては福祉課の業務と、次、3ページをお開きください。3ページに健康課の業務を記載をしているところでございます。

なお、この附則としまして、この条例は、令和2年7月1日から施行するものでございます。

なお、係の業務につきましては、大刀洗町の庶務規程において、別表において明記をするようにしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議いただき、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第5号 大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、議案第5号大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） おはようございます。住民課の矢永でございます。

それでは、議案第5号大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容につきまして御説明させていただきます。

提案理由につきましては、空家等が適切な管理が行われず放置されたことによって、人の生命、身体または財産に危険が及ぶ場合、町が危険回避するために応急的な措置を実施できるように条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表によりまして御説明させていただきますので、お願いいたします。

8条以下を1条ずつ繰り下げまして、第7条の次に、表左側下線部分の第8条、（緊急的な危険回避の措置）、第1項、第2項、第3項を新設しております。この条文を新設することによって、町が緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることが可能となります。

1ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例、令和2年5月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18．議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） それでは、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によって、成年被後見人に係る印鑑登録申請を受理することができることとされたことから、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴った条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

2ページをお開きください。新旧対照表に沿って説明させていただきます。左が新で右が旧となっております、下線部分が今回改正を行っているところでございます。

右側、旧の第2条第1項の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めております。この改正により成年被後見人等についても意思能力があれば印鑑登録ができることとなります。

次に、第5条第2項、3行目、「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」に改めております。

住民基本台帳の条文にあわせまして、今回の改正にあわせ条文の整備を行っております。

1 ページに戻っていただきまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第19．議案第7号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、議案第7号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第7号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の内容を御説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、民法の一部を改正する、改正後の民法による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、国の公営住宅管理標準条例（案）が改正されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

令和2年4月1日から適用されます改正後の民法にあつては、個人根保証契約の場合、保証の限度額を定めなければ、その効力を生じないこととなります。

したがいまして、町営住宅の家賃の滞納額といった、初めから金額が決まっていないような債務を保証するような場合におきましては、その保証の限度額を定める必要が生じてまいります。

また、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえますと、今後、町営住宅への入居に際し保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されます。

町といたしましては、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要と判断しまして、町営住宅への入居要件から保証人に関する規定を削除することとするため、本条例案を提出するものでございます。

それでは、2 ページをご覧ください。新旧対照表で御説明させていただきます。

第10条第1項第1号になりますけれども、右が旧、左が新でございます。旧のほうでは、入居の手続として、「連帯保証人の連署する請書を提出する」ということになっておりますが、新のほうでは、連帯保証人に関する文言を削除しまして、「請書を提出すること。」のみで入居の

手続が終了することとしております。

また、第3項、次のページをご覧ください。第3項でございますが、こちらは連帯保証人の特例について定めた条文でございますので、この連帯保証人に関する部分を削除いたしまして、4項から6項につきまして、それぞれ繰り上げをしておるところでございます。

議案書の1ページにお戻りください。附則でございますけれども、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

この条例案については、国の条例改正に伴う、実情に合わせた保証人削除ということで、私は大いに賛成をしたいと思います。

それで、この件につきまして、私は昨年6月議会におきまして、こうした国の管理標準条例（案）の改正が出ているので、大刀洗、当町においてもこの趣旨を踏まえ、連帯保証人等の削除についての検討を行うべきではないかという質問を行いました。当時の町の公式な見解としては、今の地域の実情に合わせ、今のところ保証人の削除等については考えていないというところでございますという答弁でありました。

今回、これは180度、これ以降の情報の提供を私はいただいておりますので、この町の現時点での公式な見解というのは、保証人の削除等については考えていないというのが最終の発言であろうと私は思っています。

これに対して、今回方針を転換して、国の指針に従って妥当な条例提案を行ったと。この点については町の政策、この間の経緯等をもう少し詳細に説明しないと、なぜこういうふうな条例、方針転換が行われたかということ、私にとっては全く経緯がわかりませんので、そこら辺をもう少し詳しくお願いしたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 今の件、答弁求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

確かに平山議員の御指摘のとおり、昨年6月の議会の一般質問におきまして、「保証人の削除は考えていない」というところで答弁をしていたところでございますが、その後、平山議員からの御指摘もありまして、調査研究のほうをしましてまいりました。近隣の状況の調査と国からの通知文書の再度確認等を行ってきたところでございます。

その結果、12月の庁議に諮りまして、国の標準条例に基づいて「保証人を削除するべきではないか」という結論に達しましたので、今回、条例案として提出させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目の質疑は終わります。

**日程第20. 議案第8号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第20、議案第8号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。よろしくお願いいたします。

議案第8号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、関係規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたしました。

2枚おめくりいただきまして、最後のページで新旧対照表で説明させていただきます。

家庭的保育事業の第24条の2項2号の分です。こちらのほうが「法第34条の20第1項第4号」とありましたが、そちらの号数が「第3号」という形で、もともとの児童福祉法のほうで、第1号のほうで削除されましたので、それに伴いまして1号ずつ変わりました関係で、第3号という形になります。

1枚お戻りいただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行するという形になります。

御審議いただきまして、最後は御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第21. 議案第9号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第21、議案第9号あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 議案第9号あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、当該条例の一部を改正する必要があるため、今回改正させていただきます。

では、2ページの新旧対照表によって説明をさせていただきます。2枚、お開きください。

まず、条例名の改正でございます。「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」から、文頭に、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に改正させていただきます。

続きまして、目的、第1条の2行目でございますけれども、「日本国憲法及び」の後に、「部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消を目的とした法令の理念並びに」を追加させていただきます。

続きまして、最後の行でございますけれども、「、明るく」という部分につきましては、「、町民一人ひとりの参加による人権擁護の町づくりを推進し、もって差別のない明るく」というふうに変えさせていただきます。

町の責務、第2条でございますけれども、1行目の「必要な施策を推進するとともに、」という部分につきましては、「必要な施策を積極的に推進する」というふうに変えさせていただきます。

また、「全て」という漢字の部分につきましては、この条例につきましての中身につきまして「すべて」という表現が平仮名になっておりますので、今回この部分につきましては「すべて」というふうな平仮名による表現に変えさせていただきます。

町民の課題、第3条でございますけれども、2行目、「自らも」の後に、「部落差別をはじめ」という表現をつけ加えさせていただきます。

3ページ目に移らせていただきます。町の施策の推進、第4条でございます。2行目の「あらゆる差別をなくすために、国、県」とありますけれども、その「、国、県」につきましては、「必要な施策について、町民及び関係機関等」という表現を変えさせていただきます。

第2項につきましては、新設させていただきます。2項につきましては、「前項の施策の策定及び推進に反映させるため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じ調査等を行うものとする。」を新設させていただきます。

相談体制の充実、第5条につきましては新設で追加させていただきます。「第5条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。」を追加させていただきます。

続きまして、「啓発の充実」の部分の「啓発」を「教育及び啓発」に変えさせていただきます。

て、「第6条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、人権教育及び人権啓発活動を行い、人権擁護の町づくりに努めるものとする。」とさせていただきます。

第7条につきましては追加でございます。推進体制の充実としまして、「第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。」とさせていただきます。

第6条につきましては、条を追加する関係で第8条という形に変えさせていただきます。

1枚お戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

御審議のほど、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） この条例を一部改正するに当たって、前回の全員協議会にて人権問題に関する町民意識調査の結果報告書というのをいただきました。これは教育委員会で作成されたものですか。

○議長（安丸眞一郎） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） その住民の意識調査につきましては、教育委員会の生涯学習課のほうで実施しているものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） その中で部落問題を解決するための方法というところで、解決方法が二分というところで、「寝た子を正しく起こせ」と「寝た子を起こすな」の意見に分かれていますというふうな表現があるんですけども、「寝た子を起こすな」とか「寝た子を正しく起こせ」という表現の意味がわからないんですけども、教えていただけますか。

○議長（安丸眞一郎） それは意識調査の関係ですかね。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） この条例に関連してということですかね。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ということでいいですか、答弁。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、今の高橋議員の御質問にお答えいたします。

今の表現につきましては、要するに部落問題について、「どこで知ったのか」という設問があったと思っております。その際に一番多かったのは学校である、学校の教育で小学校、中学校で人権教育の中で知った。そういうことで「初めて知った」というものと、それ以外に「身近な方

から聞いた。」「親、親類、近所の方、職場から聞いた。」先ほど「寝た子を起こすな、正しく起こせ」というような発言は、一つは部落問題を正確に理解するためには「人権教育が必要である」ということが一つです。

それと「起こすな」というのは、要するにそういったものは、そういった人権教育をやらなくて部落問題とかを知らなければ、「知らないままではないか」ということを表現したものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかにありませんか。

7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私はもともとが本条例は理念法だと思っているんですが、今回の法律の趣旨を踏まえ、条例を改正するというふうに書いてあるんですが、これが実際、何かの実施を改正によって町が具体的に何らかの、これまでに行っていなかった具体的な政策なり、あるいは調査なりに今後踏み出していくという計画はございますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について、平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 回答いたします。

まず、先ほど言われましたとおり、国のほうの法案がつけられたときには理念法という形で進められておりますけれども、各自治体のほうでも進められておりますけれども、相談体制の充実という部分も上げられております。そして、大もとにつきましては、町民一人一人がさらに人権擁護のまちづくり、そういう意識づけが大変必要だというふうに鑑みまして、教育並びに啓発が必要であるというふうに言われております。

また、先ほど言いました相談体制の充実、そして本町におきましては意識調査を行っていくというような形を図っておりますので、その件につきましては、生涯学習課と協力しながら、町としましては継続して意識調査等をやっている、部落問題、部落差別等について、さらに中身について深めていきたいというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 特に第4条の2項が「実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じ調査等を行うものとする。」ということで、非常に調査を義務化するような条文が課せられております。

この条例根拠となっております部落差別の解消の推進に関する法律を読んでも、部落

差別とは何かについての明快な定義がないのであります。極めて曖昧であって、むしろ差別の解消どころか、この乱用によって表現や内心の自由が侵害されるような重大な危険もあるのではないかと。 「部落差別の定義とは何か」ということに対して、国会では提案者は部落解放同盟綱領に書かれている定義と同義の説明をなされているし、この条文を発効させるとなると、際限なく特定の運動団体による圧力の根拠にもなるのではないかと思います。

そこで、さらにこの実態調査を行うことによって新たな住民差別といいますか、差別の解消と正反対の方向にこれ動かされていくということは、全国で指摘をされているんです。もともとの根拠となる法律の中の部落差別の定義が不明解である以上は、この条例自体も定義が曖昧なまま、いろんな調査に協力されて、本来の差別解消とは違った方向に向かっていくというような危険を極めてはらんでいると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 部落差別、同和問題とかそういうことについての解釈につきましては、平山議員はそう思っているかもしれませんが、当方としましては、そういうふうには思っておりません。

また、第4条の第2項の「調査等」という形で言われておりますけれども、部落地区のある自治体におきましては、実態調査を進めていくというふうなほうで進めてあるような状況でございます。

本町におきましては、先ほど言いましたとおり、生涯学習課と協力しながら意識調査という形で進めていくように考えておりますので、平山議員がおっしゃるようなことについては、「特にそういうふうには当たらないんじゃないだろうか」というふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第22、議案第10号 令和元年度電算室サーバ等機器購入契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第22、議案第10号令和元年度電算室サーバ等機器購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田です。

それでは、御説明させていただきます前に、議案書の差し替えが生じた件についてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第10号令和元年度電算室サーバ等機器購入契約の締結について御説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和元年度電算室サーバ等機器購入を施行するため、指名競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める必要があるため、この議案を提出しております。

施工箇所といたしましては、大刀洗町大字富多819番地、大刀洗町役場電算室です。

履行機関としましては、契約の効力の発生の日から令和2年3月31日まで。

契約額は2,420万円、うち消費税及び地方消費税額が220万円となっております。

業者名は福岡市博多区にあります株式会社アステム。

概要としましては、現行運用しているサーバ等機器の保守対応期限が過ぎており、現在残り1年間の、今年度末までの保守、随時対応期間でありますことから、該当機器の障害発生における業務作業停止及び住民サービスの低下を回避するため購入するものです。

次のページをお開きください。

入札年月日は令和2年2月26日水曜日10時より、大刀洗町役場3階大会議室にて行いました。

予定価格は税抜きの2,333万円、最低制限価格については設定しておりません。

指名業者の指名理由といたしまして、サーバ等機器の取り扱い実績のある業者5社を選考し、2月7日金曜日に開催しました指名委員会の選考に対し5業者の指名を決定しておるところです。

入札結果としましては、株式会社アステムが2,200万円で落札決定となり、あとの4社は辞退となりました。

2ページが仮契約書となっております。

3ページ、14条後に仮契約条文を記しております。

なお、4ページと5ページが購入する機器となっております。概要としましては、庁内のパソコンのファイル等のサーバ及び職員がシステムを使うときに認証いたします認証装置、それと各機器に関する5年間の保守運用品の中には、戸籍システムの遠隔管理等が入っております。全ての機器については、5年間の運用の保守がついております。

御審議いただきまして御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 内訳表の中に、最後のページに値引きという部分で760万円、約、されていますけども、2,200万円に対して760万という値引き率がすごく高いと思うんですけども、こういったのは、こういったサーバ関係では普通、特に問題ないんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

こちらの値引きに関しましては、特に担当課のほうでは問題視はしていません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 1点だけ御質問いたします。

1ページ目の入札結果調書が本年の2月26日に起案されております。そして、その当日、26日に決裁されたというふうになっております。さらに、先ほどの契約書を見てみますと、この契約が確定したのが2月27日、次の日でございます。こんな急にされておられるんですけども、本当に審議のときに御検討されたかどうか、この辺のところをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お答えいたします。

まず、入札結果調書に関しましては2月26日起案となっておりますが、入札をした日に起案をし、入札が終わってすぐに決裁をとるということで、迅速に行っているものと御理解いただければと思います。

なお、入札が終わり次第、期限も年度末に迫っておりますので、すぐ契約書のほうを速やかに行わせていただいたということで、協議のほうはしっかりさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（9番 古賀 世章） わかりました。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。8番、東議員。

○議員（8番 東 義一） 議案第10号の件ですけど、頭のほうに、次のように物品売買契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるという形になっておりますが、内容見よったら契約書が締結されておりますけど、その点について詳細をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

3ページをお開きください。先ほども御説明申し上げたところではございますが、第14条の下、この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

3条の規定により議会の議決があったときに、この契約書を各事項で内容とする本契約を締結するものとするということで明記させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東議員。

○議員（8番 東 義一） 今の執行部の説明、わかりましたけど、こうした場合に物品売買契約書の括弧書きで案というふうな形ではできないんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 契約書に関しましては、仮と書く場合もございますが、こちらのほうでも内容としては問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第23. 議案第11号 町道の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第23、議案第11号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第11号町道の認定について御説明させていただきます。

議案第11号町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由といたしましては、県道の管理移管及び開発行為等整備要綱に基づく私道の寄附の手續の完了に伴い、町道路線の認定を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

今回提案する路線は2路線ございまして、床島朝倉線、西大刀洗11号線の2路線で、床島朝倉線につきましては、主要地方道鳥栖朝倉線の佐田川橋橋梁架けかえ事業による道路の新設に伴い発生する旧道の取り扱いについて、旧道を町道に移管するものでございます。

また、西大刀洗11号線につきましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、開発区域内道路の協議を行い、完了の検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ道路路線の認定を行うものでございます。

では、1ページをご覧ください。まず、番号が360号で、路線名が床島朝倉線でございます。起終点は、起点が三川の1188番15地先で、終点が三川1760番1地先でございます。

道路の延長は523.8メートルで、幅員が2.6メートルから11.9メートルの路線でございます。

2ページ目をご覧ください。こちらは位置図になります。こちらの場所は、図面左側の佐田川右岸堤防の県道鳥栖朝倉線から分岐し、現佐田川橋から長田川の左岸を通りまして朝倉市との境までの路線となります。

1ページをもう一度ご覧ください。番号が361号で、路線名が西大刀洗11号線でございます。

起終点は、起点が高樋2425番11地先で、終点が高樋2425番16地先でございます。道路の延長は77.7メートルで幅員が6メートルから10メートルの路線でございます。

3ページ目をご覧ください。位置図になります。こちらの場所は、町道西大刀洗北鶴木線沿いでもございまして、パチンコワンダーランドの南側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑の部分が町道路線の認定を提案します西大刀洗11号線になります。

4ページをご覧ください。青で着色している部分が西大刀洗11号線になります。道路の幅員が6メートルから10メートルでもございまして、路線の延長が77.7メートルでございます。

今回のこの開発区域につきましては、令和2年1月29日に完了検査を行いまして、道路が町道の基準に適合していました。

以上の経緯で、新規に360号の床島朝倉線、361号の西大刀洗11号線の2路線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番、黒木です。まず、2ページをはぐっていただきたいと思えます。この2ページの地図が、今の課長の説明では左側の、この佐田川の長田川かな、これについても町村境まだこれはこれから大分減るとじゃないと。これはそばにいて、町村境と全然違うよ。

そこの右側の上については、これはちょうどこうして、あそこの端ですね、全然地図が違うところが1点。

続けてよかですか。あと一点。

○議長（安丸眞一郎） 今の1点だけ。

○議員（5番 黒木 徳勝） はい、1点ずつ言います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） まず、起点のほうが現主要地方道鳥栖朝倉線が佐田川の右岸側の堤防上から佐田川橋、桂川橋を渡って朝倉市境まで行っております。

佐田川の堤防上のところから分岐をさせまして、起点として町道を認定するものでございます。東側に行きますと、朝倉市との境までが町道路線を認定する箇所となります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今課長が言われたとは、東側たい。東側については、町村境までやる。

○建設課長（田中 豊和） そうです。

○議員（5番 黒木 徳勝） この地図は町村境がここじゃなかろうが。ようと見てんの。これは家のあるところよ。家のあるところじゃ、ずっとまだこっちのほうに水路があろうが、そこが町村境ですよ。これは地図が全然違うとる。再確認してください。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 済いません。再度調査してまた図面出したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） まず、あと一点お願いいたします。

結局、この佐田川橋の架け替えについて、結局今はっきり言うならば、まだどこに設定、架かるかわからないというような状況の中で、なぜこの町道を町が認定、これバイパスができておれば、橋ができてぴしゃっと道路ができておれば、結局この町道の認定は結構だと思います。しかし、その橋の架かるまでの供用期間については、完了するのは5年ぐらいかかるよ。

それで、私は県といくら上部団体であっても、県との契約については、この期間中で事故があった場合については、全部町が見るということでしょう。それで、私が申し上げたいのは、結局この県道の橋ができ上がって、やっぱり開通されて道路が完全にでき上がって、この町道は私たちが町が認定するというふうな筋道で契約を、契約はどのようになっているかちょっとお聞きしたい。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

県のほうは、佐田川架け替えに係りますバイパス工事につきまして、税務署と収用法について協議をするに当たりまして、旧道の移管について事前に町のほうが認定する必要があるということで、今回提案しているものでございます。

町道に認定をいたしますけれども、供用開始、区域の決定については、新しいバイパスが完了した後、町のほうに移管を受けまして区域決定と供用開始を行うということで、バイパスが完成するまでは県道として管理されていくものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは再確認をします。

課長としては、結局このバイパスができ上がるまでは、一応町道には認定しておっても、県が管理するつちゅうようなことですね。それで結局バイパスが完成して、道路が通るようになったら、その時点で結局正式に言うなら県道として認定するということですね。そこをちょっと再確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 答弁繰り返になりますけれども、あくまでも町道の認定をかけるというだけでございます、道路としての供用開始というのは、県道のほうがバイパス工事が完了いたしまして、町のほうが移管を受ける段階になって区域の決定、供用開始を行うという手続になりますので、その町のほうが供用開始をするまでは、県の管理ということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、ほか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 最後になりますけど、なぜかという、結局今の町道でも事故があつとるですたいね。そういう事故についても、やはり認定したら町が責任を持たなければならないというようなことですので、結局ここで事故があつたら県が見るというようなことで、結局最終的には認定だけはしますよと。また県道のバイパスができたら、その段階で責任関係はぴしゃっと明確するということですね。そこを再度確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁ですか。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） あくまでもここは県道としてバイパスが完成するまでは、県道として供用されておりますので、町道としての供用開始については、県道のバイパス工事が終了してから完了するということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかにありませんか。4番、野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 西大刀洗11号線、寄附を受けてあるんですが、先ほどの説明では開発行為の何か整備ということなんですが、一般的には都市計画区域の中の市街化区域であれば、1,000平米以上は開発許可。そして、用地の帰属とかいうのは法で決められております。

ここは、都市計画法の都市計画区域の中ではあると思うんですが、この開発行為の整備要綱に基づいて、そういうその許可に準ずるような手続をまずされたのかというのを、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 1,000平米以上の開発行為につきましては、町の開発行為等指導要綱に基づきまして指導を行っております。関係課集まりまして協議を行っておりますのでござ

います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） この道路は幅員6メートル、隅切りがあるから10メートルぐらいになっていますけど、6メートル、延長が77メートルというふうになっているわけですね。当然、これは開発を行う前に事前にいろいろ協議されて、用地の寄附、いわゆる帰属とか寄附について同意、協議がされたんだろうと思います。

ただ、技術基準的に言いますと、これ袋地になるんですよね。たしか私の記憶違いかもわかりませんが、開発の技術基準はこういう袋地の場合は、先端に回転広場をつくって避難とかいろいろなものやっていくということが規定されたように思っているんですが、そこはどうですかね。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 確かに、野瀬議員がおっしゃられるように、途中に回転広場を設けるようになっております。町の開発指導要項におきましては、幅員が6メートル未満の場合、35メートルごとに回転広場を設けるということにしておりまして、幅員が6メートル以上の場合は、回転広場を設ける必要がないというふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） その開発行為の許可基準等は、多分道路構造令に基づいているものだと思うんですよね。その4メートルだったら回転広場が要ということで、6メートルだったら要らないということなんですけど、そういう基準になっていますということですが、その6メートル道路だったら十分回転できるという発想なんですよね。

例えば、いろんなごみ収集の車が入ってきたりする場合、6メートルでもちょっと回転できないのかなというように思うんですけど、そこはそういう道路工事令とか他の法令との基準の整合は取れているというふうに考えとっていいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 確かに、ごみ収集車等が入って行ったときの回転というのがありますけれども、そこにつきましても、やっぱり6メートルの場合は設置不要という形にしておりますが、住民課との協議の中で、必要ということであれば6メートルの幅員がある道路におきましても、回転広場を設けた事例はございます。

今回につきましては、不要ということでしたので、回転広場を設けていないということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第24、議案第12号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第24、議案第12号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第12号一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

議案書1ページめくってください。議案第12号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,123万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,586万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

繰越明許費につきまして、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正については、第3条地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるということで、まず歳出から説明いたしますので、議案書の17ページをご覧ください。

17ページが歳出項目となっております。ただ、人件費、共済費等がありますので、それにつきましては省略させていただいて、主なものについて御説明いたします。

ということで、19ページをご覧ください。19ページ、2款1項8目電算事務費、18節備品購入費、総合行政システム機器購入費として268万を減額しております。

次に、20ページをご覧ください。2款1項19目ふるさと応援寄附金事業として8節報償費、この中でお礼品（アナログ）等ということで、600万を減額しております。

これにつきましては、主な委託業者はさとふるでございますけれども、この600万につきましては、さとふるとは別会社のANAとか、そういう関係のさとふる寄附金事業を委託しており、

お礼品として別に予算を計上しておりましたけども、返礼品等をさとふると連携してできるようになったために、この600万が不要になったということで減額をしております。

次、ちょっと飛びまして23ページをご覧ください。3款1項3目高齢者福祉費の19節負担金・補助及び交付金でございます。シルバー人材センター補助金として115万を減額をしております。

その下、20節扶助費として、老人保護措置費として100万を減額をしております。

同じく23ページの11目国民健康保険費の28節繰出金としまして、上から3番目ですけども、保険基盤安定繰出金（保険者支援分）として644万を増額をしております。

次のページ、同じ項目で保険財政安定化支援事業繰出金として400万を減額をしております。

同じく24ページ、3款2項1目児童福祉総務費19節負担金・補助及び交付金の中で、まず上から保育対策総合支援事業（保育体制強化補助金）として135万の減額です。次に、保育所等整備事業費補助金（大堰保育園）4,698万の減額です。これにつきましては、大堰保育所の建設が当初の予定よりも大幅に遅れたために減額となっております。

次が、保育士奨学金返済支援事業補助金として130万の減。これにつきましては、一応当初予算で組んでおりましたけども、申請者がなかったために今回は減額をしております。

次に、20節扶助費としまして、まず本郷保育園運営費として464万の減です。次、菊池保育所の本園運営費2,207万の減額をしております。

次の25ページをご覧ください。同じ款項目で海の星保育園運営費として1,128万を減額をしております。

次に、広域保育所運営費として347万の増、認定こども園運営費補助（1号認定）の分を174万の増額。

次に、認定こども園運営費補助（2号3号認定）を105万の増をしております。

子育てのための施設等利用給付交付金（認可外保育施設等）については、214万の減をしております。

同じページ、4款1項2目予防費の中の13節委託料としまして、まず予防接種個別分委託料として450万の増、これは予防接種等の受診者が増加したために450万の増をしております。

その一番下ですね、麻しん予防接種委託料として、145万の減をしております。これは当初見込みよりも受診者が少なかったために減額をしているところです。

次、26ページをご覧ください。4款1項5目水道費の19節負担金・補助及び交付金658万、これは三井水道企業団公道工事負担金として、昨年より2件以上の住民からの申請があれば、上水道管を埋設する事業をしております。今回、この事業において金額が不足をしたために658万の追加増額をしております。

7目母子保健衛生費の13節委託料105万、これは番号制度に関する健康保健システム改修委託料で増額をしております。

同じページ、4款2項2目塵芥処理費の中の13節委託料としまして、下のほうですけども、廃プラスチック収集運搬委託料として190万の減額をしております。

次、27ページをご覧ください。5款1項4目農業振興費の19節負担金・補助及び交付金です。上から3つ目、水田担い手機械導入支援事業費補助金として342万の減をしております。この理由としましては、県のほうに要望をしましたが、県のほうがこの予算がないということで取り下げたために、減額となっております。

次に、産地パワーアップ事業補助金429万の減、これは入札減によるものです。

農業用施設・機械等災害関係補助金（強い農業被災型・災害復旧）として400万の減、これにつきましては、申請者の取り下げにより減額をしております。

下が園芸作物改植等支援事業として100万の減をしております。

次、28ページをご覧ください。5款1項5目多面的機能支払い交付金事業の19節負担金・補助及び交付金の中で、資源向上交付金で400万の減となっております。

同じく6目農業経営対策事業費の19節負担金・補助及び交付金として、農業次世代人材投資事業費補助金として300万の減です。これにつきましては、新規就農者が当初見込みよりも少なかったために300万の減となっております。

その下、7目畜産業費の19節負担金・補助及び交付金として、ふくおかの畜産競争力強化事業費補助金として402万の減をしております。これにつきましては、一応畜産関係で補助申請をしておりましたが、県からの内報がまだ来ていないということで、減額となっております。

9目農業農村整備費の19節負担金・補助及び交付金として、まず県営両筑平野かんがい排水2期事業負担金（第4地区）について277万の増。その下が、県営の両筑平野かんがい排水2期事業負担金（施設第2）として263万の増となっております。

28ページの一番下です。12節北部地区補助整備事業費として19節の負担金として経営体育成基盤整備事業負担金480万の増をしております。

次の29ページをご覧ください。6款1項5目プレミアム付商品券事業費の中で、12節役務費、この中で口座振込手数料として147万の減をしております。

同じ項目の19節負担金・補助及び交付金として、プレミアム付商品券交付金として6,375万の減となっております。

次、30ページをご覧ください。7款2項2目道路改良費の15節工事請負費として町単独工事道路改良簡易舗装等の分で1,000万の増としております。これにつきましては、町道5路線の工事を発注済みでございまして、その発注済みの工事金額から変更、想定が見込まれますの

で、1,000万の増としております。

3目社会資本整備総合交付金事業、15節工事請負費、これは上町草分飛行場中央線舗装補修工事費につきまして、工事が完了したために1,600万の減としております。

次、7款3項2目公共下水道費の25節積立金1,122万、これは下水道施設整備基金積立金として増額です。

同じく28節繰出金マイナス1,313万、これは下水道事業特別会計繰出金としての減額をしております。

次、31ページをご覧ください。7款5項3目。

○議長（安丸眞一郎） 課長、ちょっと待って。

はい、どうぞ。

○総務課長（重松 俊一） はい、失礼しました。

引き続き31ページ、7款5項3目地域優良賃貸住宅費の中の17節公有財産購入費として大堰地区定住促進住宅購入費（初年度分）で1,788万を計上しております。

同じページです。7款6項2目都市計画管理費の13節委託料132万、これは道路後退に係る測量調査委託料ということで、町内のセットバックに係る申請数が当初2件の予定が5件になったということで、増加のために調査費の増額をしております。

次、32ページをご覧ください。8款1項2目非常備消防費の中の15節工事請負費マイナス100万、これは防火水槽区画線舗装工事費の入札減で100万を減額しております。

同じページ、9款1項2目事務局費の19節負担金・補助及び交付金として、幼稚園就園奨励金55人分ということで、174万を減額しております。これは、昨年10月からの保育料の無償化に伴うもので、減額をしております。

次、33ページ、次のページをご覧ください。下のほうです。9款2項1目一般管理費の18節備品購入費として、まず教育用情報機器等購入費650万の減、これは入札減により減額をしております。

次が、学習者用コンピュータ等購入費1,650万、これは文科省が推進しておりますギガスクール導入に伴う小学校5、6年生に購入するタブレットの購入費でございます。

次、7目小学校改築費の13節委託料600万、これは町内の4小学校トイレ改修工事管理業務委託料として600万を計上しております。

次、34ページをご覧ください。同じ款項目で15節工事請負費の中で、まず大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事費で660万の減となっております。

その下が、大刀洗町4小学校トイレ改修工事1億7,000万を計上しております。

その下が校内LAN整備工事4,480万、これは先ほどの申し上げました文科省が導入して

おりますギガスクールの導入に伴うLAN整備の工事費でございます。

同じく34ページ、9款3項1目一般管理費、これは中学校の一般管理費でございます、まず18節備品購入費、学習者用コンピュータ等購入費として935万を計上しております。これも中学校へのギガスクールの導入ということで、中学校1年生へタブレット購入費としての計上です。

5目中学校改築費13節委託料150万の減です。これは、大刀洗中学校南校舎大規模改修工事管理委託料として、工事が完了したために150万の減額となっております。

次、15節工事請負費、内訳としては大刀洗中学校南校舎大規模改修工事として、1,980万の減。これは入札減としての減額です。

次に、校内LAN整備工事1,676万、これも中学校へのギガスクール導入に伴うLAN整備としての1,676万の計上です。

同じページ、9款5項2目公民館費の19節負担金・補助及び交付金としまして、211万の減額をしております。これは、分館建設事業費助成金として、北鶴木地区にごみ置き場を設置するというので、当初は分館事業費のほうからの補助金で出すようにしておりましたけども、ごみ置き場ということで住民課のほうの事業で補助するということになりましたので、公民館の事業費のほうからは減額をしております。

次、35ページをご覧ください。35ページの下のほうです。9款5項13目文化財発掘受託調査費の7節賃金、文化財発掘作業員賃金として199万の減額をしております。

次に、36ページをご覧ください。10款1項1目農業災害復旧費として15節工事請負費、これは農林災害復旧工事費として5,450万の減額をしております。

減額の理由としましては、当初見込んでいた額よりも申請者が自己復旧をしたり、復旧面積が減少したために減額となっております。

その次です。2目公共土木施設災害復旧費の15節工事請負費、これも1,300万の減額となっております。

その次のページをご覧ください。11款1項1目公債費の元金としまして、23節償還金利子及び割引料として、長期債元金で865万の増をしております。

その下の利子につきましては、同じく23節の償還金・利子及び割引料として、長期債利子として940万の減額をしております。

以上が歳出についての説明です。

続いて、歳入について御説明いたします。

9ページをご覧ください。歳入についてです。まず上のほうですね。7款1項1目自動車取得税交付金の1節として、自動車取得交付金として321万の増となっております。

次が、8款1項1目環境性能交付金として299万の増となっております。

次が、9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金として240万の増となっております。

次、12款1項3目災害復旧費分担金として、1,351万の減、これは農業災害復旧工事費地元分担金として、申請者等が少なくなって事業面積が減ったための分担金の減でございます。

次、10ページをご覧ください。13款2項1目総務手数料の5節住民票及び印鑑証明等手数料として103万の減をしております。

次が、14款1項1目民生費国庫負担金として、まず2節保険基盤安定負担金として322万の増としております。

次、3節児童福祉費負担金として192万の増としております。

その次、4節被用者児童手当負担金、内訳としては、まず3歳児未満被用者児童手当交付金として145万の減、その下が3歳から中学校修了前被用者児童手当交付金として168万の減としております。

同じく5節非被用者児童手当負担金として362万の減としております。

次、11ページをご覧ください。14款2項2目民生費国庫補助金として、2節児童福祉費補助金の中の保育所等整備交付金3,130万の減。これにつきましては、先ほど申し上げました大堰保育所の建設の進捗率が、当初予定よりも低かったために減額となっております。

4節土木費国庫補助金の3節住宅費補助金の内訳として、社会資本整備総合交付金（地優賃整備事業）として1,788万の増となっております。

同じく6目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金、内訳としましては、学校施設環境改善交付金として181万の増。その下が、学校施設環境改善交付金（トイレ改修）が5,799万の増。その下が、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として2,240万の増。その下が、公立学校情報機器整備費補助金として900万の増をしております。

次が、2節の中学校補助金の分としまして、内訳として、学校施設環境改善交付金として531万、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金として838万、公立学校情報機器整備費補助金として623万の増となっております。

その下、12ページの上段をご覧ください。同じ款項目の3節の幼稚園費補助金として、内訳として、子育てのための施設等利用給付交付金として983万の減をしております。

8目商工費国庫補助金として、まず1節の商工費国庫補助金、内訳はまずプレミアム付商品券事業費補助金として1,275万の減、同じくプレミアム付商品券事務費補助金として380万の減となっております。

15款1項1目民生費県負担金の2節保険基盤安定負担金として、国庫基盤安定負担金、保険者支援分として161万の増となっております。

次に、13ページをご覧ください。15款2項2目民生費県補助金としまして、5節児童福祉費補助金、内訳の保育対策総合支援事業費（保育体制強化補助金）として101万の減となっております。

次に、4目農林水産業費県補助金として、まず1節農業費補助金の内訳を申し上げます。上から3番目です。水田農業担い手機械導入支援事業費補助金が366万の減、その下ですけども、多面的機能支払い交付金が130万の減。その次、福岡県畜産振興総合対策事業費補助金が309万の減。農業次世代人材投資事業費補助金が300万の減と、産地パワーアップ事業費補助金が429万の減、農業用機械施設災害復旧支援事業補助金400万の減としております。

14ページをご覧ください。15款2項7目教育費県補助金の1節教育総務費補助金の内訳として、子育てのための施設等利用給付交付金246万の増となっております。

下段のほうですけども、16款1項2目利子及び配当金としまして、1節の積立金利子収入として160万の減となっております。

次に、15ページをご覧ください。18款1項1目基金繰入金としまして、まず1節財政調整基金繰入金として1億2,930万の減です。

2節公共施設整備基金繰入金としまして145万の減。

3節教育施設整備基金繰入金として2,506万の減。

4節ふるさと応援基金繰入金として781万の減としております。

その下です。同ページ、19款1項1目の繰入金です。1節繰越金、これは前年度繰越金として6,521万を計上しております。

最後、16ページをご覧ください。20款3項の1、雑入です。プレミアム付商品券販売代金として5,100万の減を計上しております。

町債についてです。21款1項6目教育債につきまして、まず1節小学校債、大刀洗町4小学校トイレ改修事業債として1億1,480万を計上です。

次に、情報通信ネットワーク環境施設整備事業債として2,240万を計上しております。

その下、2節中学校債として830万を計上しております。

次に、7目災害復旧事業債としまして、まず1節公共土木施設災害復旧事業債として公共土木施設災害復旧事業債現年度分で530万の減をしております。

次に、2節農業災害復旧事業債として現年度分として1,460万の減としております。

以上が、歳入についての説明です。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

5ページをご覧ください。5ページ、6ページが繰越明許費です。第2表繰越明許費、款、項、事業名で記載をしております。

まず、上から申し上げます。総務費の総務管理費として、本郷駅送迎自動車待機所整備事業として1,000万、次、大堰駅送迎自動車待機所・駐輪場整備事業費として1,500万、次が総合行政システム機器購入事業として204万、その下が、番号制度に関する健康管理システム改修事業として105万、次が、農業用施設機械等災害関係補助金として1,600万、次に、多面的機能支払い交付金事業費返還（本郷分）で183万、暗渠排水事業として9,847万、豪雨災害農道等補修事業として896万、鶴木地区排水路調査・設計事業として700万、大刀洗川沿線道路整備事業として3,977万、プレミアム付商品券事業費2,541万、道路維持事業2,023万、道路改良事業4,922万、社会資本整備総合交付金事業1,000万、水路環境整備事業3,083万、洪水ハザードマップ作成事業400万、次のページですね、学習者用コンピュータ等購入事業（小学校）分で1,650万、小学校の校内LAN整備事業として4,480万、大刀洗町4小学校トイレ事業改修として1億7,600万、中学校の学習者用コンピュータ等購入事業として935万、同じく中学校の校内LAN整備事業として1,676万、農林災害復旧事業としまして3,700万、公共土木施設災害復旧事業として、1億6,233万の合計8億206万を次年度の繰越事業として計上をしております。

最後に、地方債について説明いたします。

同じく6ページ、第3表地方債補正についてです。

まず、公共事業等債、補正前が1,860万でしたけども、補正後が1,220万に変更をしております。

次に、学校教育施設等整備事業債、補正前が1億540万、変更後が補正後が2億5,090万に変更をしております。

災害復旧事業債、補正前が9,570万を補正後が7,290万に変更をしております。

以上で、一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ただいま説明が終わりました。

本来でしたら、ここで休憩を挟みたいところなんですけども、緊急に午後から教育委員会関係の緊急の会議等も予定されているということで、補正予算についてのみ質疑を受けて、質疑終了後に休憩ということで、12時を回っておりますけど、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたしますと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。34ページ、9款2項7目15節の大刀洗町4小学校トイレ改修工事の件につきましてですけども、この間全員協議会で説明があったんです

けども、前回のエアコンと一緒に、手間賃などが安くなるために同じところに一社に工事を発注するというような説明がありましたが、これを4小学校、4事業として発注する場合と、一括して1社に発注する場合のコスト、手間賃の差というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今現在で設計中ですので、1億7,000万というのは概算の形となっております。

ただ、もう設計段階から一括してする形での設計しか行っておりませんので、比べた形での見積もり等は行っておりません。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） ギガスクール構想などに伴い、LAN工事とかも一緒に重なってくるかなと思うんですけども、この間の全員協議会におきましては、夏休み中には工事は難しいと。令和2年度中に終わればいいかなというような説明がございましたけども、現在もその考えは変わらないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） トイレにつきましては、もう設計が3月の半ばにはでき上がりますので、それを踏まえて当初より準備して、夏休みにできるだけ多くの工事をやっていきたいと思っております。

LAN工事に関しましては、各教室にWi-Fi等を付けるような形になりますけど、大体4日ほどあれば工事が完了するだろう、1校当たりですね、4日ほどあれば完了するだろうという形になっておりますので、そういった事業等を考えながら1校ずつ行っていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 当町も今週の3月2日よりコロナウイルスの対策にて、町内の小中学校3月24日まで休校しております。また、そのまま4月5日まで春休みに入るとなりますと、約1カ月強の休みを挟むこととなります。その間、事業等の遅れも出るのではないかなと心配をしております。

その分を夏休みを利用し、授業等を行って遅れた勉強を取り戻すのであれば、やはり工事などで子供たちの授業が遅れないように、一日も早い短期間での工事を終わらせるような計画を、今後しっかりと考えていってもらいたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁はよろしいですか、今の。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはありますか。8番、東議員。

○議員（8番 東 義一） 補正予算の5ページ、繰越明許費なんですけど、7款の4項の洪水ハザードマップ作成事業で400万が繰り越しになっていますけど、これはどういったことかお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 東議員の御質問にお答えいたします。

当初、令和元年度におきまして洪水ハザードマップ作成するところで準備を進めておったんですが、業者等のほうの人員の手配がつかないということで、入札のほうができませんでした。繰り越しまして4月には発注したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東議員。

○議員（8番 東 義一） 今の答弁に関連して、一応6月から雨期に入って災害等がもう3年連続になっておりますので、一般住民には早目に洪水ハザードマップ関係の配布等はやっぱりすべきじゃないかと思っておりますので、4月に入札されてどのくらいの期間で完成するかちょっとわかりませんが、やはり6月の梅雨前には、やはり一般住民にハザードマップを配布できるように作業をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 要望という形でよろしいですか、今のは。答弁要ります。

○議員（8番 東 義一） お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁ということで、田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） できるだけ急いで作成したいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはありますか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ないようでしたら、これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います、午後は13時30分より再開をいたします。

休憩 午後0時29分

.....

再開 午後1時30分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

午前中の審議の中で、議案第11号町道認定について黒木議員から質問があった項目について、担当課長より資料の配付と説明があるということで許可をしておりますので、答弁を求めたいと思います。田中課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、黒木議員の御質問の床島朝倉線の終点のところがおかしい

んじゃないかというような御指摘について、ちょっとそこ御説明させていただきます。

お手元のほうに、地形図に字図をかぶせました図面のほうをお配りしているかと思います。図の上のほうが北になります。左側が西ですね、右側が東という位置図になります。

見ていただくとおわかりのとおり、実線で地番が入っているところが大刀洗町の境界になります。地番が入っていないところについては朝倉市になります。中央付近に長田橋と明記された橋があると思いますが、そのところに朝倉市と大刀洗町の行政境が存在するということになりますので、長田川の左岸を通して長田橋の手前のところまでが町道認定をする路線となります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい。

それでは、午後からの日程に入りたいと思います。

**日程第 25. 議案第 13 号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第 25、議案第 13 号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、予算書の表紙をお開きください。

議案第 13 号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,458 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,930 万 7,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

では、予算書の 6 ページをお開きください。歳出のほうから説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 4 節使用料及び賃借料でございます。パソコンリースの金額につきまして 5 万円の減額をさせていただきます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費でございます。1 節報酬でございます。嘱託職員滞納整理指導員、これにつきましては税務課のほうに来ております嘱託の職員の日額報酬を 30 万円減額するものがございます。

1 款 4 項 1 目趣旨普及費でございます。1 1 節需用費でございます。普及関係のパンフレットの印刷費を 25 万円減額いたします。

2款1項1目から下の下段ですけれども、2款2項2目の退職被保険者等高額療養費それぞれの療養費につきましては、今年度中の執行額を積算いたしまして、不用額につきましては減額させていただきます。

一般被保険者療養給付費につきましては2,000万円、退職被保険者等療養給付費は300万円、退職被保険者等療養費については10万円、一般被保険者等の高額療養費につきましては1,000万円、退職被保険者等高額療養費については70万円の減額でございます。

次ページをお願いいたします。5款1項1目特定健康診査等の事業費でございます。4節の共済費でございますけれども、嘱託職員の社会保険料が不足しておりますので、1,000円の増額を求めておる次第でございます。

5款2項1目保健衛生普及費でございます。19節負担金・補助及び交付金でございます。鍼灸マッサージの施術料を15万円減額するものでございます。

これにつきましては、町内の鍼灸マッサージをする事業所につきましては、町内で1軒となりました次第でございますので、減額をさせていただきます。

5款2項2目保健事業費でございます。4節共済費でございます。嘱託職員の社会保険料の不足がございますので、1万円増額させていただきます。

11節需用費、健康教室貸し出し用の万歩計につきましては、4万5,000円の減額でございます。事業等の内容を再度確認しまして、万歩計につきましては、今年度購入をいたしませんので減額する次第でございます。

予算書の5ページにお戻りください。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金につきましては、3,380万円の減額、2節特別交付金につきましては、3万5,000円の減額でございます。6款1項1目一般会計からの繰入金でございますけれども、保険基盤安定繰入金につきましては、694万1,000円の増額となっております。これにつきましては、一般会計のほうで説明がありましたとおり、2分の1は国庫、県費につきましては4分の1の補助がありまして、その分残りを一般会計の一般財源のほうで補填しまして、今回このほうに繰り入れるものでございます。

2節職員給与費等繰入金でございます。60万円の減額でございます。

4節財政安定化支援事業繰入金でございますけれども、400万円の減額でございます。

5節その他一般会計繰入金でございます。鍼灸マッサージの補助分につきまして15万円の減額でございます。

7款1項1目繰越金でございます。これにつきましては、294万円の減額をさせていただきます。おる次第でございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第26．議案第14号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第26、議案第14号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、予算書の表紙をお開きください。議案第14号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）、令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,072万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

では、予算書の6ページをお開きください。歳出のほうから説明させていただきます。

1款2項1目徴収費でございます。12節役務費でございます。納付書の郵送料が3万5,000円不足しておりますので、3月分の郵送料が不足しておりますので、3万5,000円今回追加させていただいております。

コンビニ収納手数料につきましても、収納が増えておりますので、2万円増額させていただいております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金・補助及び交付金でございますけれども、広域連合への負担金の額の確定によりまして、470万5,000円を追加させていただくものでございます。

続きまして、5ページにお戻りください。歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料でございます。1節現年度分につきましては、56万7,000円の減額、2節滞納繰越分につきましては、75万9,000円の増額となっております。

3款1項1目事務費繰入金でございます。一般会計からの繰り入れでございますけれども、5万5,000円の手務費繰入金を行っております。

4款1項1目繰越金でございます。額の確定によりまして451万3,000円を繰越金とするものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第27. 議案第15号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第27、議案第15号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第15号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の御説明をさせていただきます。

議案書1ページをおめくりください。表紙の裏になります。

議案第15号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,276万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

それでは、初めに歳出予算から御説明させていただきます。議案書の7ページをご覧ください。

1款1項農業集落排水費でございますが、基本的には額の確定により不用額を減額で計上しておりますが、2目大堰処理施設管理費及び3目栄田処理施設管理費の11節需用費におきまして、本年度の実績から水処理センター及びマンホールポンプ場の電気料が不足する見込みのため、それぞれ16万8,000円、13万7,000円を増額計上しております。

次に、2款1項公共下水道費でございます。こちらも基本的に額の確定により不用額を減額で計上しておりますが、1目一般管理費の12節役務費におきまして、マンホールポンプ場の通信料、コンビニ収納手数料、納付書等の郵便料が不足する見込みでございますので、それぞれ1万2,000円、3万4,000円、11万5,000円を増額しております。

13節委託料につきましては、下水道台帳作成業務委託料として35万7,000円を増額しております。これは、分譲宅地造成による管路延長の増、下水道取付管の増によるものでございます。

19節負担金・補助及び交付金におきまして、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金を279万5,000円減額しております。これは、福童浄化センターへの汚水の流入量が当初見込みより減少する見込みのため、減額しております。

27節公課費、消費税分として305万5,000円を増額しております。

次に、8ページをご覧ください。3目の流域下水道整備費でございますけれども、19節の負担金・補助及び交付金につきましては、それぞれ額の確定により筑後川中流右岸流域下水道事業建設負担金を88万円、筑後川中流右岸流域浄化センター建設環境整備負担金を25万1,000円減額しております。

3款1項2目利子でございます。公共下水道事業費長期債等利子でございますが、支払い利子の額確定により不足額2万円を増額計上しております。

以上が歳出でございます。

次に、6ページをご覧ください。歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金でございます。1款2項1目の下水道事業費負担金では、1節の農業集落排水事業及び2節の公共下水道事業での収納済みの受益者負担金として559万8,000円を増額で計上しております。内訳といたしましては、説明欄に記載のとおりでございます。

4款1項1目の一般会計からの繰入金では、公共下水道分を1,181万5,000円減額、農業集落排水分を74万5,000円減額しております。合計で1,256万円の減額でございます。

諸収入の6款1項1目の雑入でございますが、福岡県より筑後川中流右岸流域下水道に係る維持管理負担金について、還付金のほうがございましたので、297万1,000円を、また消費税の還付がありましたので151万2,000円を計上しております。

町債の7款1項1目1節の下水道事業債につきましては、額の確定により130万円減の額で計上しております。

3ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。

流域下水道事業の事業債を補正前の限度額700万円から額の確定により補正後限度額570万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第28. 議案第16号 令和2年度大刀洗町一般会計予算について

日程第29. 議案第17号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第30. 議案第18号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第31. 議案第19号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第32. 議案第20号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第28、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第32、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件については、関連がありますのでこれを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

それでは、日程第28、議案第16号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第16号から第20号について提案させていただきます。

まず、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで議案書の朗読により提案にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

では、一般会計、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算について朗読いたします。

令和2年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ74億960万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上が一般会計予算でございまして、次に、特別会計をご覧ください。

特別会計予算書つづりの一番最初が、ピンク色の国民健康保険特別会計予算について朗読いたします。

1枚めくっていただいて、議案第17号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について、令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,876万3,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上が、国民健康保険特別会計でございまして、次が黄色の表紙をご覧いただきたいと思いません。黄色の表紙の後期高齢者医療保険特別会計予算書でございます。

1枚めくっていただきまして、議案第18号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,582万3,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

以上が、後期高齢者医療保険特別会計でございまして、次、緑色の土地取得特別会計予算をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、議案第19号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計予算、令和2年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ453万2,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

以上が、土地取得特別会計で、最後に青色の表紙がございます。青色が下水道事業特別会計となっておりますので、青色の表紙を1枚めくってください。

最後に、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計、令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,830万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

以上、下水道事業特別会計でございます。

以上が一般会計予算から4つの特別会計予算について朗読させていただきました。これを提案にかえさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。日程第28、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第32、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28、議案第16号令和2年度大刀洗町一般会計予算についてから日程第32、議案第20号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会は3月12日木曜日、午前9時30分より協議会室で開催いたします。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時59分
